

クローバーNews

2013年度養成研修・継続研修・課題別研修

実施報告

クローバー委員 齋藤敏靖(東京国際大学)

本年度は第6回養成研修を12月6日～9日(東京会場)、第7回養成研修を2月21日～24日(愛媛会場)の日程で行いました。それぞれの参加人数は表を参照ください。

本年度の特徴としては、例年通り東京会場で行った他、愛媛県松山市でも開催させていただきました。その結果、愛媛県会場の養成研修受講者が東京会場を上回るようになりました。ご協力いただいた愛媛県精神保健福祉士会の皆様、会場を提供いただいた松山東雲女子大学の皆様にお礼を申し上げます。

2013年度養成研修・継続研修・課題別研修参加者数

会場	養成研修	継続研修	課題別研修	計
東京	25	57	25	107
愛媛	28	21	22	71
計	53	78	47	178

東京会場で私が印象的だったのは、3日目の講義8「成年後見制度の課題と今後の展望」における菅富美江先生(法政大学)のお話でした。イギリスの意思決定能力法に関する話題の中で触れられた第3者代弁人である「IMCA」(Independent Mental Capacity Advocate)の活動が特に印象に残りました。「IMCA」は直接的な支援に関わることはなく、当該当事者の意思決定を支援する機関であり、当該当事者の「ベストインタレスト」(最善の利益)を踏まえて最も良いと思われる支援を提示するとのことでした。私自身、精神保健福祉法改正を巡って、今後の検討課題となった「代弁人」の体制整備について考えていたところだったので、先生のお話から大きな示唆を与えていただきました。

また、愛媛会場で印象に残ったのは、愛媛県協会の皆様の成年後見に対する「熱き思い」と「仲の良さ」でした。必然的に懇親会は大いに盛り上がり、楽しい松山の夜を過ごさせていただきました。

愛媛県における参加者が当初の予想を超えて集まっていたこと、今後も東京以外での開催について前向きに検討させていただく良い機会となりました。

成年後見制度研修を受講して

社会福祉法人きらりの森 森純子

4日間の研修は、長くも濃い内容で、豪華な講師陣でした。法律の話など、理解に苦しむスタートでしたが、4日間終わってみれば情報がすべてつながる、グループワークの意見交換でさらにすんと落ちる、という構成でした。

すべての講義を通して最も印象に残っているのは、「大きな後見、小さな後見」という概念。これは通常支援の中でも「本人の力(判断能力)を活かし、最小限の支援を」とつながると思います。自分以外の人間の責任を“法的”に担うということは、逃げられないことであり、今まで取り組んできた支援よりも、より重く責任を感じます。個人的なことですが、1年半前に子供を産み、自分以外の誰かの人生・命を負うということの責任の重さを感じていますが、それは血でつながった者への自然な愛情により、多少の苦労も乗り越えることができます。しかし他人への責務というのは、「家族への愛着」「自然な必要性」とはなり得

ず、もっと強い意志や理念に従って実行しなければ果たせないと。その中で、「愚行権の行使」は、一緒に失敗してみるという選択肢も可能なんだと、被後見人と一緒に生きていくんだな、と思える発想でした。命や財産への重大な損害がなければ、本人の希望を尊重し、失敗も含めて豊かな生活を応援する「自己決定」は、やはりこれまでの支援と同じなのだと思います。

研修を通して、再確認した課題は、①日頃の業務でソーシャルワーカーという役割をきちんと果たしているか、②権利擁護、正義という芝居がかかるが、他者への思いやり、人としての愛情を大事にできているか、③将来を想像し、一見ささいなことに見えてもご本人の気持ちに寄り添える豊かさ・余裕を持てているか? ということです。まずは業務のなかでソーシャルワークという価値観を見直し、それをきちんと自分の思いとして、「精神保健福祉士である私が成年後見を行う意味」を考え、問い続けていきたいと思っています。

認定成年後見人ネットワーク クローバー

登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2014年3月25日現在登録者 90名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	3	岩手 2、宮城 1
関東・信越ブロック	35	栃木 1、群馬 1、埼玉 9、千葉 3、東京 11、神奈川 9、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	6	大阪 2、兵庫 4
中国ブロック	6	鳥取 1、島根 1、岡山 1、広島 2、山口 1
四国ブロック	5	徳島 1、愛媛 3、高知 1
九州・沖縄ブロック	19	福岡 7、佐賀 1、長崎 1、熊本 4、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2014年3月25日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 66件

内、正式受任	受任中	38件
	40件	受任終了
		東京 1、福岡 1
内、受任調整中		4件

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー活動状況

(2013年12月25日～2014年3月25日)

- 1月28日 福岡家庭裁判所小倉支部 平成25年度家事関係機関との連絡協議会(今村委員)
- 2月21～24日 第7回認定成年後見人養成研修(愛媛会場)
- 2月21～22日 第7回成年後見人に関する研修(愛媛会場)
- 2月23日 第5回クローバー登録者継続研修(愛媛会場)
- 3月2日 2013年度第3回クローバー運営委員会
- 3月19日 名古屋家庭裁判所後見センター訪問(木太常務)

トピックス: 障害者の権利条約の批准と成年後見制度

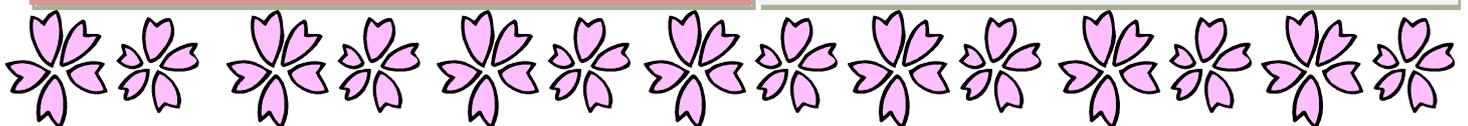
早稲田大学 岩崎香

2006年に障害者の権利条約が国連で採択されて長い年月が経過し、ようやく日本での批准を迎えました。その間に障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定、障害者自立支援法から総合支援法へといった一連の法制度の整備が進み、ようやく批准の準備が整ったということですが、日本が権利条約が示すような状況にあるのかというと、まだまだそうではありません。

精神保健福祉士がかかわる領域においては、精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法における強制的な医療の容認をはじめ、障害者の人権という立ち位置で考えた時に条約との整合性が担保できない現状であることは皆さんが良くご存じのことと思います。そして、日本の成年後見制度も包括的にその人の権利を制限する仕組みになっており、条約が示す方向とは大きな齟齬があるのが現実です。

批准という節目に際して、画一的かつ包括的な行為能力制限に対して、「個々人に応じた必要最小限の制限にとどめ、当事者が可能な限り自己決定しうる環境に配慮した制度に改められるべき」という指摘が日本弁護士会をはじめ、関係団体や研究者等から上ってきています。私たちクローバーが懸念しているのも同様の点であり、今の仕組みでは、特に身上監護面における後見人の裁量があまりにも大きく、その質が担保されない場合に、容易にその人の権利が権利を守るべくして選任された後見人によって奪われてしまう危惧を感じます。現行の成年後見制度は万能ではありませんし、その改正が求められるのは、権利条約の批准ということから見ても当然のことだと思います。

かといって、待ったなしでどうしても成年後見制度の利用が必要とされる方はいます。わたしたち精神保健福祉士は自己決定の尊重を旨として実践し、精神障害者の人権を尊重するというこの意味を吟味し続けてきました。そういう私たちだからこそ、現行制度の中においても、精神障害者の権利を尊重した後見人としての活動を実践できるものと考えますし、その実践を通して制度の課題を明らかにしていくことが求められているのではないのでしょうか。



編集後記

新年度になると皆様の周りでは環境の変化や新たな出会いなどがあるのではないのでしょうか。

私事ですが平成26年3月をもちまして、私は、クローバー運営委員を辞任させていただくこととなり、最後のクローバー通信の編集となります。私自身はこの紙面と研修でしか皆様とお会いする機会はありませんでしたし、ほとんど皆様のお役にたつことはできなかつたと思います。ただ、私自身はこのクローバーにかかわらせていただくことで多くのことを勉強させていただき、多くの人と出会わせていただいたことをとても感謝しています。今後は委員ではありませんが、同じ精神保健福祉士として皆様とお会いできる日を楽しみにしております。(岩崎 弘幸)